

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会（第5回）議事概要

【出席者】 打越委員、岸委員、佐伯委員、佐藤委員、横山委員、藤田委員、
オブザーバー 厚生労働省 板垣班長

【日時】 令和2年10月15日（木）09：30～12：00

【場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 14G（東京都千代田区内幸町 1-3-1）

【議事次第】

I 開会

II 議事

- (1) 令和2年度の事業計画
- (2) 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン骨子（案）
- (3) その他

III 閉会

【議事概要】

○（事務局） ただ今より、「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する第5回検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。議事に入るまでの進行役で本検討会の事務作業を担っております三菱UFJリサーチ&コンサルティングでございます。どうぞよろしく申し上げます。

開会にあたり、環境省動物愛護管理室の長田室長よりご挨拶をお願いいたします。

○長田 おはようございます。本日は朝早くからお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

この検討会ですが、だいぶ間が空いて2月以来の開催になります。2月以降コロナの問題もあり、なかなかこういった形で実際に集まって会議を開催するのが環境省としても難しい状況が続いておりましたが、何とか3密を回避する形で本会を開催できることになりました。

ご承知かと思いますが、去年の6月1日付で、動物愛護管理法の改正法が施行されております。動物虐待に関する罰則の強化が行われ、例えば殺傷について懲役2年から5年への引き上げが行われ、動物虐待等についてはより厳しい対応ができるようになりました。それから、動物取扱業について、民間の営利目的のブリーダーや非営利の譲渡団体などの飼養管理基準を具体化する作業が、環境省で進んでおり、近くパブリックコメントも開催するということになります。こういった中でも事業者に対する適正飼養については法的な手段、勧告や命令や、業務の取消し処分も進んでいくという状況です。

一方で、一般の方々が陥ってしまう多頭飼育の問題については、こういった手段が適用できる場合もありますが、そういったものだけではなく、様々な社会的な問題からくる個別の

背景を抱えた方々が原因者になっていて、実際に自治体によっては個人からの犬や猫の引取りの半数以上が多頭飼育崩壊によるものだということも依然としてあるので、この間も各地から多頭飼育で深刻な問題になっているという情報が入ってきております。

いよいよこの検討会の中で、具体的に現場で役に立つガイドラインを作っていくために、今日は骨子案をお示しして、幅広い観点から忌憚なくご意見をいただきたいと思っております。この後、執筆作業に入りますので、また改めて年明け1月か2月に検討会を開催したいと思っております。執筆作業に入る前の最後の検討の場となりますので、それぞれの立場からぜひ忌憚のないご意見を幅広くいただければと思っております。現場で役に立つガイドラインになるように、様々なご指摘をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○（事務局） ありがとうございます。第1回の検討会からご参加いただいております吉岩委員がご異動されたということで、今回から川崎市健康福祉局保健所生活衛生課課長藤田弓実子委員にご参画いただいております。一言ご挨拶をお願いいたします。

○藤田 私は川崎市健康福祉局で地方公務員として公衆衛生分野に従事しております。多頭飼育問題に関しては、地域住民の生活環境改善の支援という視点が必要な問題と考えており、川崎市は動物関係部門の職員と、医師、保健師、高齢・障害者または自立支援担当部門、警察などの専門分野の職員とともに、多頭飼育問題に関する勉強や問題解決に努めているところです。

以前もご紹介しましたが、『ペットとくらす「さしすせそ」』という冊子を作成し、機会をとらえて配布を進めていますが、昨年度は広く地域包括ケアシステムの関係の会議や、様々な社会福祉施設に対応した講習会において冊子を配布し、各区においてパネル展なども行い広報を進めているところです。

昨年12月には、新しい動物のシステムを導入し、市内7区の衛生課の動物担当が、その都度苦情相談事例を入力することで、平時から情報収集できるように活用を始めたところです。

また、社会福祉施設や在宅高齢者訪問美容サービス提供者などを対象としたアンケート調査を行い、残念なことに、まだ衛生課でペットに関する相談を行っているということについて、十分に認識されていないことがわかったことから、今年度はコロナ禍においてできることを考え、各区役所の窓口や市役所のホームページ、デジタルサイネージでの啓発活動等に取り組んでいるところです。

広く地域住民の生活環境の改善という視点から、今後、啓発を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○（事務局） ありがとうございます。環境省の事務局においても人事異動がありましたので紹介いたします。前任の松本補佐、雨宮係長に代わって、8月より野村補佐、坂本専門

官、尾崎係長が着任しております。

○（事務局） 動物愛護管理室の野村と申します。8月から動物愛護管理室に参りました。あとの2人は4月から来ておりますので、よろしくお願ひいたします。

私は動物愛護管理行政に関わるのは初めてで、動物愛護管理法にある、人と動物が共生する社会を実現するのは本当に難しいことだと、この2ヶ月ほど携わって思っておりますが、一歩ずつ進んでいきたいという決意でおりますので、よろしくお願ひいたします。

○（事務局） この4月に動物愛護管理室に異動になった坂本と申します。社会福祉施策と連携した多頭飼育対策の業務の主担当をさせていただいております。室長の話にもあったとおり、実際に現場で役に立つガイドラインを作っていきたいと考えておりますので、是非色々なご意見を頂けると幸いです。よろしくお願ひいたします。

○（事務局） 同じく4月に着任いたしました、動物愛護管理室の尾崎と申します。いろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、なにとぞよろしくお願ひいたします。

○（事務局） 次に配布資料の確認を行います。1つめに議事次第、次に出席者名簿、座席表、それ以降は、資料1、資料2-1、資料2-2、最後にA3の資料3という構成になっております。もし資料の不足や不備がございましたら、事務局までお知らせください。

本日は傍聴の皆さまも多数おられますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を中心にお願ひ事項がいくつかございます。まず、マスクの着用をお願いします。ソーシャルディスタンスの確保のため席の間を離れた配置としておりますが、携帯電話の使用や会話等はお控えください。検討会終了後は3つの密という状態が発生しないように、会場からは速やかに退席願ひます。また、写真撮影は会議の冒頭のみとなります。会議中の写真撮影はお控えください。これより先、報道カメラの方はご退席ください。

それでは、この後の議事進行につきましては、打越座長にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○打越 それでは議事を始めていきたいと思ひます。みなさん、おはようございます。ずいぶん間が開いてしまいましたが、委員全員揃ってしっかり準備もして今日の会議を迎えられて、本当によかったと思ひます。骨子から本体に変えていくための重要な会議ですので、今日は長丁場ですが委員の皆さまよろしくお願ひいたします。

議事ですが、最初に議事1として、今年度の事業計画を簡単に事務局に振り返っていただきます。ここは確認程度の作業で、大事なのは議事2の方です。ガイドラインの骨子案と、その骨子に載せるグラフやデータなどの二つの資料があり、これをしっかり今日議論していきたいと思ひます。前半は現状分析の内容で、後半は具体的対策に入りますが、その間で

少し休憩時間を入れようと思っております。後半の議題の説明を事務局から終えたところで、休憩や資料の見直しの時間として、休憩時間を5分程度取りたいと思います。

最後の議事3は、今後具体的な事例を更に調査していくにあたり、事務局からこのような事例を調査していきたいということについてご報告いただきます。最後に全体を振り返って、ご意見のある委員がおられたらご意見をいただき、会議を締めくくりたいと思います。円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 令和2年度の事業計画

○打越 それでは、議事1の今年度の計画の流れの確認を事務局からお願いします。

○(事務局) 資料1「令和2年度事業計画」をご覧ください。委員の皆さまはご承知のことですが、一昨年度からおさらいでお話いたします。一番左のところにタスクが4つ書いてあります。事例収集・アンケート調査・自治体ケーススタディ、自治体ヒアリング・ガイドラインの作成の4項目があります。これをそれぞれ、一昨年度の検討会の初回に、長野県と川崎市の事例収集の結果をご報告しております。昨年度はアンケート調査を進めまして、調査骨子と項目案を検討会でご議論いただき、アンケートを実施し、その後結果を整理してご報告いたしました。また並行して、自治体のケーススタディ、長野県・川崎市・新潟県の例を調べて、自治体の取組についてのヒアリング調査を行い、その結果もご報告いたしました。今年度に入って、ガイドラインの作成の作業に入り、記載する事項の整理・抽出を行い、骨子案の形に委員の皆さまにもお力添えをいただけてまとめまいりましたので、今日5回目の検討会を実施するに至っております。

後ほど議事3で、優良事例と自治体ヒアリングについて詳細にお話しいたします。最後に、ガイドライン作成については、今まさに骨子案をまとめていただき、それを基に肉付けし執筆したうえで、6回目の検討会で成案としていただくという流れです。下の二つの四角には、今年度の事業概要と今年度の検討会の議事内容をお示ししております。

○打越 これから自治体のヒアリング、優良事例と書いてありますが、実際には多頭飼育問題の困難な困った事案を、自治体側が工夫して解決したという点での優良事例だと思います。いい形で解決のコツを事務局につかんできていただきたいと思いますが、この計画の流れについて何か委員からご意見ご質問はございますでしょうか。

特になければ、本体となる議題のほうに話を進めていきたいと思っております。

(2) 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン骨子(案)

○打越 それでは議事2に入ります。事務局から資料2-1、2-2を使ってご説明をお願い

いします。議事2は前半と後半に分かれております。まずは、「はじめに」と第1章の多頭飼育問題の現状と定義について説明をしていただき、委員から追加事項やご助言をいただきたいと思ひます。

○(事務局) それでは、資料2-1のガイドライン骨子案と、ガイドラインに入れ込む予定で作成している図表集の資料2-2をご覧ください。まず初めに、タイトルをガイドライン骨子案に記載しておりますが、現在は、「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン骨子(案)」として、この検討会の名称をそのままガイドラインのタイトルに仮置きしています。ただし、このガイドラインは、動物愛護管理関係部局だけではなく、幅広く活用いただきたいと考えており、そのうえでタイトルは非常に重要であるので、タイトルについても是非、委員の皆さまにご検討いただきたいと考えております。委員の皆さまや事務局内でタイトル案の候補にあがったものを下に併記しております。「人と動物とくらしを守る多頭飼育対策ガイドライン」、「人とペットのくらしを守る多頭飼育対策ガイドライン」、「多機関連携による多頭飼育対策ガイドライン」といった名称も掲げておりますが、これについても皆さまのご意見をいただき、主のガイドラインの名称の下に併記をするのか、それともこれをメインにもってくるのかといったことについてもご意見いただきたいと思ひます。

次のページに目次を記載しております。最初に「はじめに」として、ガイドラインの策定の背景と趣旨・目的を記載しています。第1章では、多頭飼育問題とはどのような問題なのかという現状や定義について記載する予定です。第2章では、多頭飼育問題への対策ということで、それぞれの対策、対応にかかる流れを記載する予定です。第3章では事例紹介をする予定です。その他、章立てとは別に適宜コラムを盛り込んでいきたいと考えております。

それでは、ガイドライン骨子(案)の1ページ目「はじめに」をご覧ください。ガイドライン策定の背景及び目的をしっかりと位置づけて書いていきたいと思ひます。まず、多頭飼育の問題というのは、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨というところからきちんと位置づけて記載したいと考えております。適正飼養や終生飼養といった重要な考え方のなか、殺処分の削減の取組、適正譲渡の対策から見えてきた問題の一つとしてこの問題があるので、これまでの取組についても簡単にご紹介をしつつ、近年は益々メディアに取り上げられる機会も増えて社会問題化しているということも記載したいと考えております。

動物の飼育は個人の権利であるのはもちろんですが、権利を濫用するだけではなく、権利を利用するためには責任を伴うということも理念として盛り込んでいきたいと考えております。

ただ、この多頭飼育の問題は、タイトルにも社会福祉と入っているとおり、動物愛護管理の観点だけで解決が図れるものではないので、社会福祉分野と連携して地域の課題として対策を講じることの重要性、これまで対策が難しかったという点については、公衆衛生行政、動物愛護管理行政、福祉行政、警察行政などに横断する問題であり、どの側面がクローズア

ップされるかによって政策的な位置づけ、対処すべき担当組織が異なるということから、対応の隙間に置き去りにされがちで、解決が難しかったという現状を紹介しながら、その現状を踏まえて多機関連携による多頭飼育問題の解決が非常に重要であること、そのためにこのガイドラインを作成するという記事を記載したいと考えております。

ガイドラインを活用いただく方々には、地方自治体の動物愛護管理部署をはじめ、社会福祉部局や一般市町村、社会福祉の事業者など、幅広く活用していただける内容にしていきたいということも記載していく予定です。

続いて2ページ目、第1章の現状と定義について、多頭飼育問題とはどのような問題なのか、多頭飼育問題の定義を最初に記載します。まずは「はじめに」でも触れたとおり、動物愛護管理法の趣旨について記載をしたうえで、これまで平成25年度から平成29年度まで行ってきた「人と動物が幸せに暮らす社会プロジェクト」のモデル事業において、多頭飼育が重要な課題として自治体の皆さまから浮かび上がってきたものだということをご説明したいと考えております。

ここで、多頭飼育問題とはどういうことなのかを改めて記載しました。多頭飼育問題は、飼養頭数で規定できるものではなく、飼い主の体力や経済性など様々なキャパシティによって頭数の目安も変わってくると考えて、犬猫を複数飼育している中で、適切な飼育管理ができないこと、繁殖制限や給餌給水、衛生管理がうまくできていないといった状況から、3つの影響、飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化、そのいずれかもしくは複数、場合によっては全て生じている場合もありますが、この問題が生じている状況が多頭飼育問題だと定義付けました。

次に「2.本ガイドラインの位置づけ」として、これも「はじめに」の中で軽く触れていますが、まず、多頭飼育問題の解決に向けて本ガイドラインでは先ほどの3つの影響の改善を図る観点として、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善、の3点を踏まえるということ、また、このガイドラインを活用していただく対象は、都道府県、政令指定都市、中核市などの動物愛護管理部署をはじめ、各地方自治体の社会福祉部局、市町村にも活用いただき、関係機関としては、警察、獣医師会、動物愛護団体等にも参考にしていただける内容としたいと考えています。

更には、令和元年度の法改正の中に盛り込まれた、関係機関の連携強化といった観点から、関連部局と動物愛護管理部署が連携・協働して取組を進めるための考え方についても整理して示す予定です。多頭飼育問題のなかで取り上げる飼い主については、主には動物取扱業者を除く一般の飼い主を想定しています。

○（事務局） 「3.わが国における多頭飼育問題の現状」は、現状の説明ということで令和元年度に125自治体の協力を得て、アンケート結果の中から、多頭飼育で苦情のあった世帯数や飼育頭数の内訳などを紹介する予定です。

お手元の図表集1～2ページに、既に公表している資料ですが、図表があるのでご覧ください

い。

次に、こちらにもアンケート結果からになりますが、解決を困難にしている要因・課題等として、自治体が課題と考えていること、飼い主の年齢や性別等、因子分析から得られた7因子として、不衛生・自立困難・貧困・暴力・固執・サービス拒否・アルコールや薬物の依存といった飼い主の傾向がどういったところにあるのかをこの中でご説明したいと考えています。ただし、因子分析をした結果、この7因子には相関が見られないこと、またその他、アンケートの自由記述に見られる個別事例を交えて、飼い主の人物像が容易にパターン化できないことが出てきました。そのため、個々の案件ごとに多頭飼育問題を引き起こしている要因をきちんと把握して、連携が必要となる関係機関と対応方針を検討しなければならないところに、解決の難しさがあるということも記載していきます。

それと併せて、多頭飼育問題が生じた後の対応だけではなく、問題が生じる前、もしくは深刻化する前の段階で、予防的観点から飼い主の生活支援も踏まえた対策を講じることが重要といったこともここに記載します。

ここにアニマルホーダーという単語が出ています。この単語も一般的に徐々に浸透しているかと思われますが、欧米で扱われているアニマルホーダーの定義をコラムの中でご紹介するとともに、主に多頭飼育問題が生じた後に対応するという海外の状況とは異なり、このガイドラインの中では、飼い主の支援を踏まえた予防的観点が重要といったことを改めて記載していく予定です。

その下のb～gは、アンケートから見えてきた自治体の課題です。こちらについても図表集の5ページに整理をして図表として、掲載する予定です。

続いて「4.多頭飼育問題が生じる社会的背景」について。こちらにも非常に重要です。多頭飼育問題とは、動物の数が非常に多いということで、動物にクローズアップされがちですが、アンケートから見えてきた背景、またこれまでに得られた知見の中では、その背景には飼い主の経済的困窮や、地域社会からの孤立、死別等のライフイベントの変化による関係性の困窮が見えてきて、多頭飼育問題だけに通じる問題ではなく、社会や地域の問題として生じているということがあります。これについては、佐藤委員の講演資料を拝見して、図表集6ページ目に、沢山の社会的な問題等の中から生じてくる問題の一つとして孤立死問題や虐待、ホームレス、過労死、自殺など様々な問題のなかの1つとして、多頭飼育問題が生じるということを説明する予定です。

続いて「5.発生構造」について。こちらについては、多頭飼育問題の直接的な原因である動物の個体数の増加を引き起こす要因として、飼い主と動物の2つの観点で整理をしていきたいと考えております。動物の個体数の増加によって非計画的に個体数が増え、適切な飼育管理ができなくなることで、多頭飼育問題の3つの影響が生じるプロセスを示していきます。こちらにも図表集の7ページ、猫がたくさんいる図表をご覧ください。飼い主の特徴としては、飼い主の判断力の不足や、経済的な困窮、信念・感情から個体数増加の要因になるような行動につながっているということを説明します。また、ごみ屋敷の問題と異なり、

動物は自ら繁殖してしまうということが非常に重要だと考えております。犬、猫、ウサギ等の高い繁殖能力についてこちらで紹介をしたうえで、適切な繁殖制限措置を実施しないことが要因で個体数増加につながる恐れがあることを記載するとともに、適切な繁殖制限措置の重要性について、この下で解説をしていく予定です。コラム2では、科学的なファクトとして動物の繁殖生態について説明したいと考えています。

続いて、「6.3つの影響」について、ここで再度説明をする予定です。多頭の動物を飼う上で適切に飼育管理ができていないという状況から、飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化の3つの影響が生じます。これらが深刻化する前に、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善の3つの観点から、対策を講じることが必要だと、改めてここで位置づけをします。この中で、コラム3として、動物の感染症を挙げています。動物の状態の悪化の一例として、多数の動物を高密度に飼育することによる感染症罹患のリスクや、そこから人に感染症がうつるといった動物由来感染症の存在、その代表例等についてご説明できればと考えております。駆け足ではございますが、以上が第1章の説明です。

○打越 それではここからは、委員からのご意見をいただいきたいと思っております。まず委員の皆さまにお願いしたいのが、個々の表現について、この表現は変えた方がいいのではないかと、変えたほうがいいことだけでなく、良いところがあればそれもご指摘いただきたいと思っております。また、大事なものは追加すべき情報です。ここはこれを追加したほうがいい、これも考えたほうがいいということがあればご意見をいただきたいと思います。また、項目、構成についてもご意見を申し上げます。

とりあえずタイトルは後にして、「はじめに」と第1章の内容について、ご意見・ご質問があればお願いしたいと思います。時間は十分ありますので、一旦一巡して、その後に追加があれば承っていこうと思っております。岸委員から順に申し上げます。

○岸 東邦大学の岸です。大変な作業、とりまとめありがとうございます。事前に見せていただいたものから非常にすっきりしてきたと思っております。第1章の最初に「多頭飼育問題とは」という書き出しがありますが、まずは多頭飼育とはということから入って、それから多頭飼育問題についての説明をしたほうが、言葉の定義としては正しいと思えました。

また、「発生構造」のところで、飼い主の特徴と動物の高い繁殖能力も大事ですが、それに加えてごみ屋敷のごみと違って動物の命がかかっていること、また、動物の繁殖能力も関わりますが、害虫等の発生による近隣への影響というところも非常に大きいので、それを発生構造に入れるのか周囲への影響に入れるのかと迷うところです。3つの影響のところにも書かれているので、すみわけというところで発生構造を2点に収めるということであれば、それはそれで納得できますが、動物愛護の観点からいうと、動物の命というところが非常に重要だと思いますので強調していただくと良いと思っております。

○佐伯 2ページの「本ガイドラインの位置づけ」の最後に、このガイドラインの対象とするのは主に動物取扱業者を除く一般の飼い主を想定とあり、本来の趣旨からいくとそうだと思いますが、自分自身が経験した大規模な多頭飼育崩壊は元動物取扱業者によるものでした。そうすると、十数頭ではなく百頭単位の問題になるので、より解決が難しくなる例があります。今の行政の仕組みでは対応が難しくなるでしょう。また、冒頭の室長からのご挨拶にあったように、飼養管理基準の見直しがあり、取扱業者のなかには廃業をするところもあるなかで、業としてやるのではなく個人で飼育するという話になると、そういった意味での多頭飼育ということも今後は考えなければならぬので、果たしてそういうことだけでいいのかどうか懸念があります。

それから、繁殖のことについては、岸委員がおっしゃったことで私も感じたことがあり、発生構造は、動物種によっても繁殖能力の高いものが問題を大きくするので、ここで収まりがいいかと思います。

また、5ページの感染症については、多機関が連携するという点では、特に犬猫に関する共通感染症については、現在サーベイランスのシステムがない状況ですので、研究的な報告しかない中では、非常に重要な部分だと思いますし、多機関が連携していくうえでは理解が得られやすいところでもあると思います。

○横山 精神科の外来を毎日しておりますが、コロナがなかったら来なくていいのではないかと人が明らかに増えてきていて、経済のこと、生活スタイルの変化、孤立化が状況を悪くしています。

コロナという1年前は全然知らなかったものが、新たな原因として出てきましたが、一つはみんなで自粛しましょうという孤立化と、とにかく命を大事にしましょうということ、非孤立化で経済を回すということのぶつかり合いになっており、これが今回の図にもあてはまると思います。ここに書いてあることは全部正しくてかなりすっきりとしてきましたが、やはりまだ絵に描いた餅で、先に進むには何かプラスアルファが必要です。

図表9を見て思ったのですが、これはクラスターですね。1頭で自粛していてくれたらいいわけです。コロナの問題とあまり変わらないという気がしてきています。その理屈から考えると、クラスターを起こさないで自粛するにはどうすればいいかを考えれば、みんながピンと来て、少し先に進みやすいかと思いました。この絵を見ると一緒だなと思いました。

○佐藤 横山委員がおっしゃったように、コロナによってこれまで深層にあった問題が、社会の中ではっきりと形になって問題化して見えたのではないかと思います。

では、多頭飼育の問題もイメージとして考えてみたときに、今回のタイトルは仮のタイトルですが、社会福祉施策と連携したというところについて、この問題はおそらく社会福祉と連携しなければ、施策と連携しても解決にならない、つまり施策というものではなく人と連

携しなければならないということが、一番大事なところになるというイメージを持っています。ですから、いろんなメッセージを入れたガイドラインにして届けていかなければなりません。なぜこれまで社会福祉が多頭飼育にあまり目を向けてこなかったのか、なぜ他の部署と連携するための情報交換が行われてこなかったのかということからすると、動物と人をもっと身近にさせた感覚的な言葉が必要となっていきますし、岸委員もおっしゃっていましたが、動物はものではなく命あるものなので、そこをメッセージの中に取り込んで、動物（ペット）単体では生きていけない、だからこそ人間を通して、ちゃんと適正な飼い方をしていくためにどうすればいいのかということにフォーカスしていく必要があると思います。

あとは、最近感じていることですが、孤立という部分を改めて考えてみると、孤立する側と孤立させてしまう側の二つの方面があると思います。コロナ禍の中でよく聞かれる、差別と偏見が、今の社会の中であらわになってきていると感じます。自分が見たくないものは排除していくという排他的な考え方が、地域の中でも起こりやすくなっていると思います。例えば、ごみ屋敷や猫がたくさんいて不衛生であったり、うるさくて周りに迷惑をかけたりにしていることで、あそこの家とはあまり関わりたくないということが、意識の中で内面化していくという状況の中で、必然的にその家が孤立させられていく、孤立していくという状況にもなっていくのだと思います。厚生労働省も、数年前から地域共生という部分で、地域の中で一つの輪にできるのかどうかをモデル事業でやっており、今後数十年後まで見込んで施策として取り組んでいます。そういう部分をガイドラインの中に内包していく感覚を、おそらく無関心ではいられないということを感じさせていかなければならないと感じました。どこをどういうふうにとというのは、これからの議論になりますが、そのように感じました。

○藤田 資料を拝見して、とてもよくわかる内容になっていると思います。今お話しいただいたように、多様な主体が自分事として取り組んでいくにあたって、いかにすんなりと内容が入ってくるか、そういった書きぶりにはどうすればいいかを考えていますが、ガイドラインの位置づけのなかに、いろんな方が活用できるようにということが書かれているので、読んでいるうちに多様な主体が自分事というように読み進められるような書きぶりに是非していただきたいと思います。

○打越 委員の皆さまから多数の意見が出ましたので、私の方で少し整理して事務局にお答えいただければと思います。

まず、多頭飼育問題の前に多頭飼育の定義はという意見がありました。また、動物は命あるものとして認識するという岸委員の意見と、佐藤委員の動物と人とのつながりをもう少し強く示していくべきだというご意見はとても新鮮で、社会福祉の方面で活躍されてきた委員のほうが、動物の命を大切に、動物のため多くの人に関心を持ってもらいたいということを感じていただくべきだということ、動物愛護管理の部会の委員からすると、逆に、人の問

題、社会福祉の問題と考えようとしてしまいがちですが、やはり動物と人とのつながりを強く大切にするというメッセージを込めてはどうかというご意見だったと思います。

それから、コロナの問題で、横山委員と佐藤委員からは、やはり社会問題一般の孤立とパラレルな問題であるので、誰もが陥りがちな、本来ならば患者として病院に来なくてもいいような人も来ているということや、つつい偏見と差別である人たちは嫌だという目で見てしまうけれども、誰もが陥りうる問題として、これを孤立させないというメッセージを強く出して、社会問題として出すべきではないかというご意見がありました。それとともに、自分事として読む人の心に迫るような文章にしてほしいというのが藤田委員のご意見でした。

また、佐伯委員からは、元業者、ブリーダー廃業者、ペットショップ廃業者をどうするかという問題で、これは第2章にも関わってくるので、暫定的な回答を事務局からいただきたいと思います。多職種の人が入るからこそ、人獣共通感染症・動物由来感染症についてはきちんと伝えていかなければならないというのが佐伯委員からのご意見でした。この辺りのことについて、事務局から返答があればお願いします。

○（事務局） まず、岸委員、佐藤委員からご指摘いただいた、動物が命あるものであるということ、また動物と人とのつながりがもっと密になるのではないかということも、改めて記載すべきではないかというお話でしたが、そういったことは当室として大前提であることから、返ってガイドラインの記載において位置づけられていなかったという気づきがありました。こちらはまさに理念の部分なので、「はじめに」や最初の「多頭飼育問題とは」の部分に記載するのが望ましいかと思います。多頭飼育問題の前に多頭飼育とはという説明があってしかるべきというご指摘についても検討したいと思います。偏見と差別、自分事として捉える、みんなの力で孤立させないというような社会問題、地域の問題として大切だということも、骨子の中では「4.多頭飼育が生じる社会的背景」等で軽く触れているだけですが、ガイドラインの執筆にあたっては非常に重要なところだと思うので、ご意見を踏まえたものにしていきたいと思います。

それぞれの関係機関、関係者が自分事として捉えるためには、どの機関、どういった主体がどんなことができるのか、多頭飼育問題の中でどのような役割を果たせるのかということについても、第1章の中で役割の整理としてご紹介することで、より自分事として捉えることができると考えています。

整理するだけでなく、これから自治体にヒアリングをするなかでも、実際にどの分野の人がどういう役割を果たして、それによって解決に導かれたということを紹介することで、より自分事として捉えられるような書きぶりにしたいと思います。

佐伯委員からのご指摘で、動物取扱業者の件ですが、自治体からの話によると、一般の家庭でも多頭飼育問題はあるが、動物取扱業者や廃業した元業者の多頭飼育問題はなかなか解決できず苦労されているということなので、第2章の対応のところに動物取扱業者につ

いての記載をする予定です。一般家庭の中ではなくて、元ブリーダーの方々など、事業者への対応についてもそこで触れていきたいと考えております。

人獣共通感染症の知識の重要性については、本当に大切なところだと考えていて、現場での対応にあたり社会福祉の方が中に入った時に、動物が人獣共通感染症にかかっている、行政対応者に感染リスクがあったことが後でわかったり、動愛部局では人獣共通感染症の発生を把握していたのに福祉部局には伝わっておらず、そういう大事な話なら知っておきたかったという振り返り意見もあったので、対応するものすべてが飼い主の健康を守るためでもあり、対策をとる行政の方々やボランティアなどの身を守るためにも、そういった知識についても記載したいと考えております。

○横山 多頭飼育の歴史ですが、30年ぐらい前まで、この概念が入ってくるまではアニマルコレクターという言葉があって、コレクターはおかしいのでホーディングという言葉が入ってきて、日本語に訳す時に多頭飼育となりました。沢山飼っていてもきちんと飼っている人もいるため、多頭飼育自体が問題視されることに反対があったという歴史があり、多頭飼育崩壊という言葉が使われるようになりました。しかし、多頭飼育問題という表現ではインパクトがありません。例えば今なら、飼育クラスターという名前に変えたら、何とかしないといけない、自分たちも陥るかもしれないという気持ちになりうると思います。多頭飼育という言葉にインパクトがないので、それさえ変えればいぐらいではないかと思っています。

○打越 言葉としてもっと目立たせるべきだというご意見として承ります。

私の方からは、全体として構成がよくできていると思います。あれだけの大量のアンケートの結果を、こういう形にまとめたということについて、事務局の頑張りだと思いますが、数字の比率とか、生活困窮者の度合いや周囲の住民がどんな目で見ているかなどもデータとして出てきていたので、アンケートの結果をできるだけ盛り込んでいく、ただし円グラフにするとスペースばかり使うので、グラフではなく本文に文章の形で盛り込むことをお願いしたいです。

横山委員から単語そのものを変えたほうがいいのではないかというご提案もありましたが、2ページの定義のところ、数の問題だけではなく、飼育するなかで適切な管理ができないことにより、飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化のいずれか、もしくは複数の問題が生じている状況と定義づけるという表現で概念・定義としている。この定義を進めていいのかということが、事務局が委員に聞いたかったところであるようです。このタームで社会に訴えていくということを書くかどうかは今後検討するにせよ、概念として、多数の犬猫を飼育しているなかで適切に管理できていないためにこの3つの影響のいずれかまたは複数が出ている状況という書きぶりで進めてよいかというところですが、いかがでしょうか。

○岸 私が多頭飼育をまず定義すると言ったのは、多頭とは多数の犬猫で、多数というのが2頭以上なのかどの程度なのか、多数は非常に多いと感じますが、2頭以上の犬猫などと明確に位置づけていただいたほうが対応しなければならない対象が明確になるのではないのでしょうか。ごみ屋敷に2頭いたら管理ができておらず多頭飼育ということになるので、多頭飼育の定義の中に頭数についても書かれていると、より明確だと思いました。

○打越 一つ私からお答えさせていただきますと、2頭でもひどい飼い方をしていれば問題になりますが、一般に動物に関して、複数飼いという言い方があって、それもある意味多頭ではありますが、問題にはなっていません。元繁殖業者になると200頭ほどを飼っていたりするので、数字で定義できればいいですが、多頭飼育問題、多頭飼育崩壊に関しては、数字で定義できないから問題をクローズアップして、数ではなく問題を定義したほうがいいというのが解決への道かなというところから議論がスタートしていると思います。

○横山 多頭飼育の問題は動物虐待の問題の下にくるもので、そのうちの一つが多頭飼育だと考えていましたが、1頭でのネグレクトや動物虐待の問題を外したところが大事なのだと思います。そこまで入れていくとぐちゃぐちゃになるので、やはり2頭以上で、動物虐待の問題を外したところで多頭飼育問題を入れないとややこしくなります。繁殖して増えちゃうということに絞ってもいいのではないのでしょうか。

○打越 これまで多頭飼育崩壊は、動物虐待だ、残酷だということで、動物虐待の枠の中で議論されることが多かったのですが、虐待とは別に考えた方がいいのではないかと、酷い目にあわせているという問題ではなく、社会的に周辺環境の問題、衛生面の問題として考えた方がいいというご意見だと思います。

定義については、ある程度の数を飼っていて適切に飼えておらず、この3つの問題が発生している状態を多頭飼育問題として定義づけるということによろしいのでしょうか。ここが定まるとガイドラインが書きやすくなると思います。

そのうえで、タイトル案について考えていきたいと思います。「社会福祉施策と連携した」とありますが、佐藤委員からは、施策ではなくそれに関わる様々な人と連携するのだというご意見もありました。この検討会のタイトルのままという案と、それに対して少し内容に踏み込んだタイトル案があります。どのタイトルがいいとか、こうしたほうがいいとか、サブタイトルをどう使うかということに関して、忌憚なくご意見をいただきたいと思います。藤田委員はどうでしょうか。

○藤田 社会福祉施策というタイトルの検討会では、私どもが現場で対応する際に、飼い主が何らかのケースになっていないかについて、保健福祉センターの各支所の福祉担当者に

相談しながら、まずはどんな方なのかを把握する作業があります。必ずしも社会福祉につながっている方とは限らないのですが、社会福祉という文言を残していただければ、そういったところとつながりやすくなると思います。

○佐藤 社会福祉というキーワードについて、この言葉はじっくりくるのですが、人と動物というイメージを、多機関で再度イメージした時に、やはり人と動物の福祉なんだろうなと考えます。暮らしではありますが、福祉は普通の幸せをめざしていくという意味合いとしてあり、人と動物の福祉という部分がちゃんとイメージできるようなタイトルとして考えていければよいと思います。

○佐伯 先ほどのことにも関係しますが、私は動物関係の人間なので、動物や動物の命ということを強調したほうが良いということもあり、ありがたいことです。経験上では、動物や命ということを持ち出したとたんに、跳ね飛ばされるが多かったので、むしろそれを受け入れてくださることが、非常にうれしいです。同時に今回の場合、動物ということだけを多くの方が受け止めてくださるのか、まだ不安があるのは事実です。サブタイトルでもいいので、動物の命について入れていただけると私としてはうれしいですが、そこまで出来るかどうかというところです。

また、多機関連携と福祉という言葉については、私は動物福祉の講義もしておりますが、動物福祉という言葉を広げるにあたり、人の福祉との混同や、人の問題なのに動物に使うべき言葉ではないという批判もあるなかで、福祉という言葉を入れることには、良いところも悪いところもあるのではないかと印象があります。

○岸 タイトルについては、人と動物を入れていただいたうえで、「暮らし」というと命の切迫感がないので、人と動物を守るというところを強調していただければいいと思います。社会福祉については、「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策」というと、今までは別々だったのだということと、このタイトルをみてもまだ縦割りなのだという感じがして、対応する方は人間と動物というくくりですが、それに対して対策が複数から来るようなイメージがあるので、できれば、施策と対策を連携するという表現ではないほうがいいのではないのでしょうか。今、一般に福祉分野では、ネットワークの構築や地域共生社会という言葉を使い、また連携というよりは協働というようにしていますが、このタイトルとして連携がいいのか、協働やネットワークの構築などがいいのかは少し迷うところです。

○打越 サブタイトルはもしかしたら事務局の中で決まりかけていたかもしれませんが、これは基本から考え直した方がよいかもしれません。社会福祉という単語、人と動物という単語を入れたいというご意見と、私は「暮らし」もいいと思っていて、周辺の衛生環境や飼い主の生活環境を考えると、暮らしを守るということも一つだと思います。命を守るよりは

柔らかい表現にはなりますが。これからの議論を踏まえたうえで、事務局ともどもどういった言葉が人の心に届くタイトルになるのか、真剣に考えていければと思います。

室長から何かありますか。

○室長 ありません。

○打越 それでは後半に入っていきます。第2章は具体的な対策で、自治体に向けてこうしてくださいとか、こうやってみませんかという提案で、ここから一步踏み込んだ内容になります。事務局からの説明の後に休憩時間を設けます。

○（事務局） それでは第2章のご説明をさせていただきます。ここから具体的な対策について記載していく章になります。

「1.対応に必要な3つの観点」では、第1章の最後に触れた3つの影響をバランスよく改善していくことが大事で、その改善のためには、3つの観点が必要になることを、冒頭で説明いたします。また、対策にあたっては、あらかじめ多様な関係主体との連携体制を構築しておくことの重要性に触れます。

「2.対応の流れ」では、多頭飼育問題の予防・発見・発見後の対応・再発防止という4つの段階に分けて、一連の流れを簡単に外観したいと考えております。簡単なフローになりますが、図表集の8ページに記載しております。このフローに記載している内容が、次の各段階における定義です。「①予防」は、自治体等で、広く一般住民を対象にして、多頭飼育問題のリスクや防止策の普及啓発を行う段階です。「②発見」には、問題が起きていないか探しに行く積極的な探知と、周辺への影響が出て発覚につながるもの、親族や周囲の方から相談があって発見につながるものといった段階があると考えており、aは多頭飼育問題に陥るリスクのある飼い主を早期に探知する多頭飼育ハイリスクの探知の段階、bは既に多頭飼育問題が発生しているが、まだ深刻化していない初期の段階での探知、cは既に多頭飼育が深刻化し、周囲に露呈している段階での発見という3段階で定義しています。また、ここで、探知の仕組みの例として、動物の多頭飼育の届出制度をご紹介したいと考えており、図表集の9ページに記載しております。打越座長よりご指摘があったように、図表として載せるだけでなく、制度の内容についても書いていきたいと考えております。

「③対応」は発見後の対応ですが、発見時には既に多頭飼育問題が生じており、飼い主の努力だけでは問題解決が困難で、地方自治体や関係機関の介入を必要とする段階と位置づけました。

「④再発防止」は、多頭飼育問題は非常に再発率が高く、一旦問題を解決した後にも再び同じ状態に陥ることが多いと聞いているため、再発しないように、飼い主の自主的な対応を促すとともに、地域や自治体等でその飼い主の見守りを行う段階であると位置づけています。

7 ページの「3.官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性」では、多頭飼育問題への対策にあたっての連携の重要性や、どのような主体と連携できるのかについて、ご紹介いたします。まずは、3つの観点を同時並行的に改善していくために、専門分野や政策領域の中でだけ問題を解決するという固定的な役割自体を見直し、先ほどネットワークの構築というご提案もありましたが、横断的にみんなで話し合っただけで連携していくための土台が必要なこと、その土台を考えるにあたっては様々な主体があること、問題が起きてから連携体制を構築するのではなく、あらかじめ構築しておくことの重要性について、触れていきます。

○（事務局） 「（1）行政関係機関等による連携の重要性」では、都道府県、市町村という広域的な地方自治体と基礎的な地方自治体が、密に情報共有を行い、現場の情勢をよりよく踏まえた適切な対策を講じること、属人的な対応ではなく組織的に状況を把握すること、また、多頭飼育問題の解決にあたっては、飼い主との信頼関係を構築することが非常に重要であるため、その進捗が確認できるようスモールステップの目標を立て、変化を記録・評価し、連携主体と共有することの重要性について記載します。

図表集の 10 ページですが、動物愛護管理分野、社会福祉分野、その他の分野における、連携主体とそれぞれの役割を、一覧でお示しする予定です。さらに、役割を示すだけでなく、図表 13 では、飼い主を取り巻く相関図により、課題解決に向けていかに多様な主体が関わる必要があるかを、イメージとしてお示しする予定です。

「（2）動物愛護ボランティアの協力」では、命ある動物の状態や飼育状況の改善にあたっての、動物愛護ボランティアとの連携の重要性も位置づけていきます。また、実際の対応にあたって協力が必要となるボランティアの種類を紹介します。協力にあたっての留意事項として、動物愛護団体の有無やボランティア人材の豊富さには地域差があるため、地方自治体による人材育成や、ボランティア間の調整によるボランティアリーダーなどの人材育成の重要性についても記載したいと考えております。

また、非常に重要な点になりますが、動物愛護ボランティア自体が、動物の救護を優先し、自らの救護能力を超えて動物を保護しようと頑張るあまり、そこで多頭飼育問題が生じる可能性もあることから、善意で関わってくれている人に負担がかからないよう、行政が全体像を把握し、情報共有しながら方針を定めることが重要であるという点を記載します。

「（3）専門家による協力と助言」には、実際に現場で動く行政機関やボランティアだけではなく、医療の観点から医師や看護師、獣医療の観点から獣医師、多頭飼育問題について知見を持つ研究者や専門家の協力と助言が解決につながることもあるため、協力と助言の重要性と、そのような協力と助言を得るために、あらかじめ連携体制を築いておくことの重要性について記載します。

「4.関係法令」は、図表集の 19～28 ページに一覧で載せております。対応にあたって知っておくべき知識として、4分類に分けて記載しており、「（1）飼い主の生活支援のための法令」、「（2）行政指導等を行うための法令」、「（3）行政指導等を行うに当たって知ってお

くべき法令」のほか、「(4) 対応全般を通して知っておくべき法令」として、個人情報保護法を紹介しています。個人情報保護法は、対応の前段階において重要になるもので、その点についてはコラム4でも説明したいと考えております。個人情報保護法の壁にぶつかり、関係者間で情報共有ができず、そのために対応できないということにならないよう、あらかじめルール作りなどを検討していくことの必要性も記載したいと思っております。

「5. 対応」では、図表集の29～31ページも併せてご覧ください。3ページにわたってフローを整理しています。まず「(1) 予防」では広く一般への普及、「(2) 発見」では、アンケートやヒアリングの結果から、不適正な多頭飼育状態の例や、探知・発見のパターンをご紹介します。

予防的観点では、飼い主に近い立場の方のご協力が非常に重要となるため、民生委員や保健師、地域見守りサポーターなど、地域の社会福祉や公衆衛生を担う関係者に、あらかじめ多頭飼育問題について知っていただき、情報をつなげていただくためのハイリスクアプローチの重要性を記載したいと考えています。図表集の32～33ページに問題の探知のためのチェックシートを記載しております。簡単な○×式のシートで、飼い主の周辺における動物関連の問題発生を簡単に探知できるような設問を用意しています。このようなものを現場の方に使っていただき、探知につなげていただきたいと思いますと考えております。

次に「(3) 発見後対応」です。まずは発見情報が動物愛護管理部局に伝わったところから、状況把握のために現場で情報収集、現地調査等を行い、状況把握チェックシートを用いて、対応の必要性を判定することを考えております。この状況把握チェックシートは、図表17として、図表集の34～37ページに記載しております。どのような状況にあるのか、どのような対応を検討する必要があるのか、対応検討のためにどのような主体との連携が必要なのかを確認するためのものです。

状況把握後に、連携すべき主体・関係者を抽出して情報共有を図り、対応方針の検討に必要となる情報収集、多頭飼育問題に関する総合的な判断を行い、3つの観点を踏まえてどのような対策を講じるかを検討することが、対応の内容となります。対応にあたっては案件記録表というフォーマットを作成しておりますが、きちんと記録をしたうえで情報共有を行うことで、他機関の連携の円滑化を図るとともに、担当職員が孤立して燃え尽きてしまわないように、担当職員へのケアの観点でも使っていただきたいと思いますと考えています。

実際の対応事項例は、「④対応事項例」で3つの観点に沿って整理しています。「a. 飼い主への支援」には、然るべき行政サービスの提供や、地域社会との関係を構築するための援助、「b. 動物の飼育状況の改善」には、不妊去勢の実施や引取り・譲渡の手続き、逸走や侵入の防止、負傷動物や感染症に罹患した動物等の治療、動物虐待のおそれの改善、虐待事案としての対応などを記載します。「c. 周辺的生活環境の改善」には、周辺地域の清掃活動や生活環境改善にあたっての行政指導、また最終手段となる強制退去などにも触れていきます。ここで改めて、「⑤動物愛護管理部局の役割」として、動物愛護管理部局が担う役割について記載する予定です。

次に「(4) 再発防止」で、多頭飼育問題の渦中にある飼い主の心境をこちらで簡単に記載しますが、自分が多頭飼育問題を引き起こしたという自覚があまりないこと、そのために、動物を無理矢理行政に取り上げられてしまったという被害者意識を持ち、再び動物を飼いたいという気持ちになる飼い主がいることをご紹介します。

また、動物への依存が、人間関係をうまく築けないことによる孤立から生じている場合も多いことから、地域社会にとけこめるよう、周囲の方が手を貸したり、飼い主が管理可能な範囲で不妊去勢手術を行った動物を手元に残したりすることに、再発防止の手段の一つとして効果があることを紹介します。また、多頭飼育問題に陥らないよう周囲が見守りながらも、動物が増えて再発する兆しが見えたら、いち早く対応に移れるような連携体制を継続して構築しておくことが望ましいことも記載したいと考えております。

強制退去の場合、飼い主が転居先でも再び多頭飼育問題に陥る可能性が高いことがよく聞かれるため、行政間の情報共有の重要性についても触れておきたいと考えております。見守りの対応については、図表集 40 ページで、岸委員の「セルフネグレクトの予防と支援の手引き」から、地域での 3 段階の見守りについてもご紹介したいと考えております。

最後に、「(5) 対策にあたっての留意事項」には、全般に関わる話などを記載しています。まず「①立入検査の体制」では、立入検査を行うにあたって把握しておかなければならない事項を書いております。「②動物由来感染症の予防」では、再び動物由来感染症が出てきますが、コラムでは感染症の実態についてご説明し、ここでは対応にあたって知っておかなければならない予防策を記載いたします。「③飼い主とのコミュニケーションポイント」は、信頼関係の構築にあたって非常に重要な点で、まずは飼い主が動物を多頭飼っている理由の本質を見極めること、その理由を見極めたうえでの対応の検討が重要であることに加えて、飼い主との関係をゼロから構築することも大事かもしれませんが、飼い主が周囲に信頼しているキーパーソンが既にいるなら、コミュニケーションにあたっての助力を得ることも重要であることなどを、ご紹介したいと考えております。

また、多頭飼育をしている方は、周辺地域の人たちから責められ、心を閉ざしてしまっていることも多いことから、責めるだけでは解決せず、解決にあたっての具体的な指示をして、実行できれば褒めるという対応も非常に重要であることを記載します。また、全般的に、飼い主との関係の構築には時間を要することについても、こちらで触れます。

「④所有権問題の考え方」も非常に重要です。多頭飼育問題が既に生じている段階では、個体数の増加の抑制や減少のためには、不妊去勢だけではなく、引取り等の対応も必要になる状況が多いですが、引取りにあたっては動物の所有権放棄が必要となることから、説得のポイントや手順を説明します。また、多頭飼育されている動物の間で完治の見込みのない疾病を患っている、攻撃性があり人慣れしない等の譲渡適正のない個体が存在するなどの状況もありますが、それを理由に引取りを拒否するのではなく、多頭飼育問題の深刻化を防ぐためにも、早期に引取りを行うことの必要性も記載したいと考えています。

最後に、「⑤動物取扱業者への対応について」には、動物取扱業者への対応について、環

境省の飼養管理基準等も交えてご説明したいと考えております。それとともに、廃業した動物取扱業者による多頭飼育問題への対応等についても、こちらでご紹介したいと考えております。第2章の説明は以上です。

○打越 連携すべき相手先のリストアップやチェックリストなど、かなり踏み込んで作られていて、あれこれ触れなければならないことが沢山あり、これらを本当に説得力のあるガイドラインに書き込めるのかという宿題はありますが、まずはこのような構成でよいかについて、休憩を挟んだ後に、委員からご意見をいただきたいと思います。

5分間の休憩で、11時08分に再開ということで、その間に委員の皆さまに改めてお目通しをお願いいたします。

(休憩)

○打越 再開します。第2章の全体に関して、委員からの意見をいただきたいと思います。佐藤委員からお願いします。

○佐藤 まず第2章について、前から気になっていたところがあり、把握に焦点を絞ってお話をします。私は長野県社会福祉協議会に所属していますが、昨年、千曲川の堤防が決壊し、長野市のかなりの世帯が被災しました。ひどいところでは2メートルぐらいに水位が上がり、家がだめになったところもあるなど、まさかというような災害が発生しました。それから1年たって、やっと一昨日ぐらいに、地域の一連の区切りをやっていましたが、防災という観点で、多頭飼育がどこの家で起きているのかを把握できているか、平時よりも災害時にどう動けばいいのかという準備も必要だと思います。

○打越 努力をされた思いが溢れていたと思いますが、災害時対応にも多頭飼育問題を意識したほうが良いということですね。

○藤田 第2章を拝見して、主語は動物愛護管理担当者なのだと思っていました。また、11ページに「解決」という言葉があり、それがどのような状態を指すかを書いていくことになるとは思いますが、実は、解決という言葉が全くしっくりきません。私どもは見守り支援センターに所属し、地域で住まい続けるためにはどうすればいいか、その落としどころはどこかを考えていますが、そこが解決にあたる場所かと思っています。解決という言葉が表す状態を明確にすることが必要かと思いました。

また、帳票に関して、飼育している動物のリストを加えていただくこと、動物のリスト作成が必要であることに加えて、作成すると便利であることが認識してもらえるとと思います。例えば、動物の頭数、性別、年齢、毛色、避妊去勢手術の状況などの記述に加えて、写真な

どを付けた一覧表を作り、飼い主がどの個体をいちばん気に入っていて残したいと考えているかなど、動物愛護管理担当だけでは聞けないようなところを、連携によって情報として確認したいと思いました。

○打越 このチェックシートは、もともとは行政内での情報把握のための書類だと思いましたが、藤田委員のご意見は、飼い主に自覚させるためのチェックシートとして作ってみてはどうかというご提案だと思います。飼い主に名前や不妊去勢手術の有無を記入してもらう帳票を作ることが、自覚を促す一歩になるというご意見で、貴重なご提案だと思います。

○横山 10 ページの「(4) 再発防止」に、「人間関係をうまく築けず、孤独から動物に強く依存している事案も多い」とありますが、依存という言葉はそぐわないと思います。依存の場合は対象を大事にしますが、この場合は、むしろ孤独から、その穴埋めのために動物を弄んでいるというニュアンスのほうが正しいと思います。

また、法律については、医療観察法があると思います。これは、人間に精神障害がある場合、治る見込みがあれば強制的に治療できる法律ですが、医療観察法の問題点は、人間の人間に対する暴力、傷害やレイプの場合にしか適用できず、現状では、物である動物が対象になる場合は適用されません。医療観察法をうまく用いることができれば、病院での診察が可能になり、次のステップに移れるということになります。

動物には命があるため、個人のものから社会のものにどうにか引き上げるという考え方が根底になればなりません。動物とは違い、子どもは社会のものであるため、愛護ではなく福祉という言葉を使います。そのため、全体を通して、できるだけ愛護という言葉を避けて福祉に統一していき、ペットは社会のものだというメッセージを出していきたいと思えます。

○打越 現状、動物愛護と言われているものに、動物の福祉、あるいは個人から社会の問題に意識を変えていくようなメッセージを出したいというご意見です。文言全部を変えていくとガイドラインとしては混乱しますので、メッセージとしてそのような考え方を入れるということかと思えます。

○佐伯 今の横山委員のお話はとてもうれしく、ありがたく、適切なご意見だと思います。これまで犬猫については、法律的な対応も抜けており、特に個人が飼育する犬猫については、大きく抜けていたところでした。それがこのような問題を起こしてきました。個人の問題だと捉えていたことが大きいと思いますが、それが社会で対応すべきことであるという認識を得られるかどうかに、このガイドラインが生きるか否かがかかっていると思います。愛護と福祉の関係は、いろんなところで議論されている難しい問題ですが、個人的には福祉にしていきたいと常々思っています。

藤田委員がおっしゃった解決という表現についても、「解決」というと終わったことになりますが、実際には終わっていないことが多く、その後同じ問題をまた繰り返すことも多いので、着地点をどう表現するかは、全体を通じての問題だと思いました。

所有権については、動物の救護にあたって最もネックになってくるところです。動物を救うという点と、飼育していた方をフリーにしていくという点では、この部分をどう進めるかが大きなポイントになりますので、この部分の解決については、具体的な事例も含めて、いろいろご紹介いただくのが、現場の担当者の対応にあたっては大事だと思います。

また、動物の治癒の見込みがない病気や攻撃性などについては、特殊な環境下で育ててきたため、先天的な問題を抱えていたり、社会性がなかったりという例もありますので、行政だけではなく、獣医師や動物行動学の専門家も含めて対応しなければ、難しいと思います。

12 ページに、元動物取扱業者について入れていただいたのは非常にありがたく、ここは現場の行政担当者にとっても頭の痛いところだと思います。ただし、今回のガイドラインの大事な点は、一般の方を対象としていることだと思います。元動物取扱業者は規模が大きく、全体の構成を崩しかねないという懸念がありますので、大事ではありますが、慎重にご検討いただきたいと思います。

○岸 大変短い時間でこれだけまとめてくださり、おもしろい内容になっていると思います。このようなものはこれまでになかったもので、非常に重要なガイドラインになると思います。

所有権の問題では、ごみ屋敷にも財産権の問題があり、どこまで強制できて、どこからが強制できないのかがポイントになります。ごみには命がありませんが、動物には命があって、命を守るためにどこまで強制できるのかの説明がないと、関わるうえで迷うのではないかと思います。

探知については、本人に書類を書いてもらうとか、登録制度ができたんですよという話をすることになると、多頭飼育問題やごみ屋敷問題を抱えていてもこれまでコンタクトが取れなかった方とのコミュニケーションが取りやすくなったり、状況を把握しやすくなったりして、介入しやすくなります。必ずしも本人が書く必要はありませんが、状況を把握するためのリストがあるといいと思いました。

また、全体を通じて、全て正論だと思いますが、誰が何をするのかが明確ではありません。住民が多頭飼育の問題を発見した時にどこに窓口を設定するのがいいのか、情報共有にあたって主となるのはどこの誰なのか、そのためにネットワーク会議を年に何回か開催するのか、審議会等をつくったほうがいいのか。高齢者虐待やセルフネグレクトの対策を進めていくうえでも、どこが中心的に業務を担うかは責任の問題があって難しいため、特定の主体が絶対に中心になるというわけではありませんが、ある程度事例を示しておく、どんな会議体をつくれればいいのか、動物愛護管理部局にまわせればいいのかなど、それぞれの役割分担もある程度明確になるのではないかと思います。このガイドラインを見て、自分は、また

自分の部局は何をすればいいのか、それぞれの役割がもう少し明確になるとよいと思いました。

○打越 今までのご意見に対して、事務局から回答などありますでしょうか。

○(事務局) まず藤田委員と岸委員からお話があった、飼い主に自覚してもらうためのリストを作るということについて、非常におもしろいと思いました。骨子には自覚してもらいたいと書きながら、その手段を用意していなかったのが、検討したいと思います。

問題解決という言葉については、全くそのとおりで、地域で住み続ける、住んでいける状態を保つことが重要なので、着地点の表現についても改めて考える必要があると考えます。そのほか、平時だけでなく災害時のための状況把握の必要性についても記載したいと思います。それを記載することで、地方自治体の職員や飼い主にとっても、より切迫した問題として捉えてもらえると考えております。

また、医療観察法の考え方についても、調べて検討したいと思います。

そのほか、連携にあたってどこが主体になるのかわからないというご意見は、実際の自治体の事例の中でも課題として挙がっておりますので、なるべく事例の中で拾い、ケースカンファレンスで対応しているところや、動物愛護管理局が主体となっているところ、地域包括支援センターや保健所が中心となって動いているところなどがありますので、事例集の中で紹介をしていきたいと考えています。また、事例集やアンケートで得た情報については、関係主体の一覧表として盛り込むのか、文章の中に担うべき役割を盛り込んでいくのか、自分事としてとらえていただくための書きぶりに工夫が必要だと思いました。

佐伯委員からご指摘があった元動物取扱事業者の扱いについても、ガイドラインの中に書き込む割合を検討したいと思います。

○横山 全体を見ていて、誰の視点で書かれているのかがよくわかりません。動物なのか、困っている近隣住民なのか、飼い主なのか不明で、それを一つにまとめているので、パンチが弱くなっています。意図してそうしているのでしょうか。いちばん困るのは近隣住民なのでその視点で書くのか、動物の命を中心に書くのか。駄目なものは駄目というところが弱いように思います。複数の視点から描くのか、どこか1つに絞るのか、教えていただきたいです。

○(事務局) ガイドラインの最初に3つの観点としてお示ししているとおおり、3つのうち、1つに対応すれば解決するというものではなく、個々の案件ごとにバランスを見ながら対応していくものだと考えておりますので、3つの観点の全体を踏まえて書いていきたいと考えております。

○打越 このガイドラインは、基本的には自治体の担当者向けのものです。ボランティア活動をされている方や近所の困っている方がこれを参照するのではなく、自治体担当者は常にバランスを取って仕事をしているわけですが、その迷っている自治体の担当者を支援しようとする、文書としてはどうしてもインパクトが弱くなるのだと思います。ただし、駄目なものは駄目だというような厳しいエッセンスを入れるべきだという点については、私たちは多頭飼育者に対して遠慮がちになっているかもしれないので、これからメリハリを付けていく必要があると思います。

○（事務局） まさに最初に打越座長がおっしゃったとおり、自治体職員が読んで対応できるガイドラインを目指しているの、そこはぶれないようにしたいと思います。

○打越 私からもいくつかあります。岸委員とも重なりますが、多様な関係者の連携といっても、結局、誰が責任を持つのか、やるべきことは書いてあるけども、どう進めればいいのかが見えてきません。骨子案の時点でそこまで出来ていなくてもいいのですが、7ページの「3.官民を越えた多様な主体・関係者による連携の重要性」の部分をどう書いていくかだと思います。

「（1）行政関係委機関等による連携の重要性」では、どこが誰が大事ということはリストアップされていますし、連携が大事だというのはそのとおりですが、先ほど佐藤委員がおっしゃった通り、施策の連携ではなく人の連携だということになると、縦割りは悪いことではなく、それぞれの対象者に応じて施策を作っているの、発想が違うのは仕方ないことです。ただし、行政の縦割りを越えようと思えば、その発想の違いをお互いに意識させる表現でなければいけないと考えます。

動物愛護管理部門には獣医師の職員が多く、公衆衛生や食品衛生、動物の飼育管理など、基本的には規制行政に慣れています。監視して指導するので、特定の誰かのために貢献するとか、指示する、サポートするという発想ではなく、広く社会一般、広く動物の飼い主一般に対して、規制・監視・指導する視点です。それに対して、福祉系の職員は、ケースワークという言葉がまさに象徴的で、社会一般に向けてというより、個々の対象者に対して、保健師、介護福祉士、社会福祉の制度に詳しい人などが、実際の現場で、ケースバイケースで対応しています。福祉行政は給付行政と言われ、一般の人々を規制するのではなく、何かを与えて、支援して、相談に乗るといふ発想です。福祉の世界の中ですら、福祉と医療と保健が縦割りで苦勞してきたところをやっと乗り越えて、それぞれがネットワークでつながり、関係を構築してきたところだと思います。

そうすると、福祉と公衆衛生、獣医師系の職員が連携しようと思えば、規制行政で厳しく行こうとするのか、一人一人の生活を支えていくのか、発想そのものが違うものをすり合わせて、お互いが役割として何ができるのかを書いていかなければなりません。リストアップは関係組織の役割分担について本当によくできていると思いますが、それぞれの人がどん

な思いでどんな仕事をしているのかをリアルに感じて、連携や役割分担というものをもっと書き込んでいかないと、岸委員のおっしゃったとおり、あるいは佐藤委員の人と人との連携ということにつながらないと思います。私自身も、いろんな関係者へのヒアリングを通じて、本文に書きこんでいく努力をしていきたいと思っております。

それから、動物の問題は個人の問題ではなく社会の問題、動物に依存するのではなく弄ぶようなことがあってはならないというご意見があり、動物にいかに苦痛を与えないようにするかを社会で考えることが、動物福祉の時代の課題だと思います。そして多頭飼育の問題に関しては、やはり不妊去勢手術のコストをどうするかを真剣に考えなければなりません。動物は個人の問題であり、個人の所有権の対象であると言っていると、動物なんかのために公的資金や寄附を集めるのは本来の行政のやることではないという扱いになってしまいます。しかし、動物の福祉を考えるのが社会的問題で、飼い主だけに任せていたら解決できないのならば、不妊去勢手術のコストについても、書きにくいところではありますが、考えていかなければなりません。

最後に、廃業した動物取扱業者の問題で、これは第一種だけではなく第二種にも関係しますが、一般の飼い主が経済力や判断力のないなかで動物が増えてしまい、その動物と飼い主を救いたいという基軸を忘れてしまうと、このガイドラインそのものが空中分解してしまうというのは、佐伯委員がおっしゃったとおりです。しかし、そうは言っても、廃業者は廃業後は一般の飼い主と同等で、それが多頭飼育崩壊していることになり、横山委員がおっしゃったとおり警察行政とも関わってくると思うので、ある程度毅然と対応する必要はあります。ただし、廃業者については冒頭から書くのではなく、あくまでも冒頭では一般の飼い主をターゲットにしたガイドラインであるとし、ただし、廃業事業者の問題も意識していることをここに入れるのは適切だと思います。横山委員による分類ですが、多頭飼育崩壊で搾取型の、動物が少しでもお金になると考え、廃業しても生まれたら譲るなど、金づるとして自己利益をずるずる引っ張っていくような廃業事業者がいるならば、そこには毅然とした対応が必要で、警察との連携を明記するべきだと思います。

他方で、問題は第二種で、動物を保護している民間のシェルターの人たちには、搾取ではなく、社会的によいことをしているというプライドがあると思います。実際は考え方がずれているとしても、プライドを叩き潰すようなアプローチをすると、頑なになってしまうので、いかに自尊心を尊重しながら書くかが大事になると思います。

そして、廃業事業者も第二種で崩壊した人も、どちらもお金には窮していて、人を雇えず、サポーターを集めることができず、餌を与えられず、怪我をしても治療できない状況にあります。その状況も本人の責任ではありますが、かといって自己責任とだけ言っていると問題は解決しません。このガイドラインでその悩ましさを解決することはできないと思いますが、全国の自治体の担当者に、その悩ましさについて共感していることをしっかりと書いておくのが、今年度中に作成できるガイドラインとしては精一杯のところではないかと思います。

○佐藤 横山委員がおっしゃったことで気づいたことですが、厳しさのニュアンスを入れていかなければなりません。依存というキーワードについても、依存症を隠れ蓑にして、自分の弱さを正当化してしまっている状況を指摘されているのだと思いますので、そこをガイドラインに入れなければなりません。実際、行政の担当者は一人でジレンマを抱えています。問題を抱えるというよりもジレンマを抱えてしまうのです。このジレンマを我々がガイドラインの中で共有して共感していかなければ、行政側からの共感が湧いてこないと思います。共感が湧くような内容にしなければならないと思いました。

○横山 やはりグレーゾーンが多く、結局何が正しいのかわからないので、何が正しいかをもう少し際立たせたほうが良いと思います。もう少し行政の人が動きやすいように、方向性や、これは間違っていると言えるようなものがないと、ごちゃ混ぜになってしまう気がします。

○打越 多頭飼育者に対して厳しく臨む部分と、社会福祉と連携して支えていく部分とのジレンマということですが、他にご意見はありますか。

○岸 人をきっちり支援するのは大事ですが、ごみ屋敷でも同じように、人の命や健康にも関わり、動物にも関わるので、ここまでは寄り添って支援するということと、それ以上は厳しく対応するというところの境界がわかりにくくなっています。常に連携やコミュニケーションを取っていくというようになってしまうと、行政としては正しいですが、どの段階で動いたらいいかわかりません。グレーゾーンが多いので線引きは難しいですが、ある程度、この状況ならこの方法が使えて、所有権に関してももっと強く対応できるということを見せつつ、どのような状況なら所有権にもっと突っ込んでいけるのか、また、北風と太陽のように、厳しく対応する部門と寄り添う部門がどう対応するのか。寄り添いつつも、強く言うべきところは言う必要があります。多頭飼育者は、セルフコントロールが難しい方たちなので、どのように抑止をかけるのかを明確に書かなければ、支援がインパクトなく流れていくような感じがします。現場でどこまでやればいいのか問題であり、どこまでできるのか、どこまでやればいいのかを、もう少し明確に出せるといいのではないかと思います。

この資料の位置づけですが、あくまでもガイドラインであり、マニュアルではないので、行政の中でも政策立案に関わるような、職位が高い人が見るものであり、現場の職員が見て動くものではないという理解でよろしいでしょうか。現場の職員は、具体的にどう支援するかまで細かく求めてくると思います。

○(事務局) できれば現場でも使っていただけるものにしたいと考えていますが、更に来年度は現場で使ってもらえるハンドブック等も作りたいと考えております。このガイドラ

インが全てではなく、更に細かいところはそちらに盛り込むことも考えたいと思っております。

○岸 ハンドブックの作成を想定して、今回のガイドラインにはあまり詳細までは盛り込みすぎないということで、了解しました。

○佐伯 骨子案8ページに関係法令が記載されるとのことですが、このガイドラインが行政の担当者向けなら、行政の担当者が強い対応をしていくうえで、根拠となる法律の情報は必要だと思います。図表14で関係法令を列記するだけでなく、個々の所有権の問題に対応するためにはこの法律に基づいた対応が可能ではないかというような、法律の紹介を入れることができれば、もう少し方向性が見えて、自治体の担当者が見た時に動きやすくなるのではないかと思います。

○打越 法令が手際よく紹介はされていますが、多頭飼育問題に対してどのように使うのかという書きぶりになっていないというご指摘かと思います。また、図表集の17ページにある、「福祉に関わる資格・職位」にもそれぞれの説明が書かれていますが、各法律の第1条にある定義の部分がそのまま引き写されている感じになっています。書きぶりについても、特に社会福祉士と介護福祉士はほぼ同じです。これらの資格を有する人たちに多頭飼育に関わってもらえるとするならば、こういう強みを持っている人という書き方にしないと、おざなりな感じになります。紹介の文章のあり方ひとつひとつを、多頭飼育問題の解決を意識した書きぶりにしていく必要があると思います。

○(事務局) 関係主体一覧表の中に、アンケート等で把握できたものについて、例えば、地域包括支援センターについては、飼い主が高齢者である場合、同センターを通じて発見につながることもあるとか、警察・裁判所は、訪問する際の安全確保のために立ち会いを行うといった関与が見られるなどの記載はしておりますが、一つ一つについては十分ではなく、アンケート結果の洗い出しや、この後事務局からご説明する自治体ヒアリングの中で、実際にどのような役割を果たしていくのかを把握したいと思っております。

○横山 対応に必要な3つの観点ですが、例えば東京のど真ん中の住宅密集地と、北海道の山奥では環境が異なります。この3つの観点が揃わなければならないのか、1つでもあると問題となるのか、そこはどのように考えればいいでしょうか。

○(事務局) それについては、第1章の定義のところでお示ししているように、3つの影響が1つでも起きている状態を多頭飼育問題と考えて、対応すると考えております。1つでも2つでも全てでも、多頭飼育問題だと考えております。

○打越 これまでのご意見を伺っていますと、具体的な線引きとして、厳しく対応するか支援するか、また、これら3つの要素に関わる事例もあつたりなかつたりするのではないかというところを、具体的に読んでくださる自治体の職員にイメージさせるのが、第3章の事例紹介になると思います。うまく予防している事例や、うまく発見できた事例、問題になったが関係者が集まって解決できたという事例など、アンケート調査からたくさんの事例が把握されましたが、学ぶべき良い事例が多く、どれをピックアップするかというところまで、まだ手が回っていません。第3章が入るとかなり印象が変わると思いますので、第2章ではたくさん宿題が出ましたが、議事としてはここで締めて、今後自治体に、解決とまではいなくても、対応の事例などを聞いていくことについて、あるいは第3章の見込みなどについて、事務局から説明していただくために、議事(3)に移りたいと思います。

(3) その他「地方自治体へのヒアリングについて」

○(事務局) 資料3「地方自治体ヒアリング予定概要」についてですが、事務局で、主に昨年度のアンケート等から抽出した事例を7つほど掲載しております。この事例に対して該当する自治体にヒアリングをするという考えのもとで整理をしております。

事例については、個人情報をも分に含んでいるので、この内容については細かい情報は伏せていますが、それぞれ自治体、飼い主の属性、関与した主体、どのような事例であったか、質問事項を整理しております。

選定の考え方は、基本的には多機関が連携して取り組み、ある程度終結をみているものを中心にピックアップしています。その中からさらに、例えば飼い主の行動変容が見られるもの、事例が比較的円満に解決して現在見守りを行っているもの、多機関・多職種連携で、法律の専門家が関与しているもの、発見後の対応として、事態の終結に取り組んだ後に関係者でレビューを行った事例などにヒアリングを行う予定です。質問事項は、それぞれの関係者がどんな役割分担で対応したのか、会議体についてどのように関係者が集まって運営方法を定め、取組方針を決め、どのように進んだのか、解決した後に、再発防止としてどのようなことをしたのか、その他として個人情報の問題をどう解決していったのか、説得のプロセスなどを主に質問したいと考えております。

○横山 もし余力があれば、失敗事例や、成功したところについても、こんな要素があればもっとよかったというところを知りたいと思います。

○(事務局) この中にも、一旦解決はしたが再発しているという事例があつたり、たまたま解決したが、その過程で非常に苦勞をした経緯が見られるものをヒアリング対象として、問題点を見ていきたいと考えています。また、レビューを行う中で、何が課題だったのかを

踏み込んで聞いていきたいと思います。

○打越 ヒアリング候補についていかがでしょうか。うまくいかなかった事例も大事だと思いますが、一つ気になったのは、ヒアリング候補が7つあるうち、6つの飼い主が女性であるということです。アニマルホーダーは女性が多いとよく言われていますが、実際は違って、男女の比率が近いということがデータに出ています。そうすると、男性が飼い主だったパターンがあるのではないかと、比較的、何とかみんなで支えた事例は飼い主が女性の場合で、男性だと解決が難しい、支援がしにくい、場合によっては暴力の問題などが出てくるのであれば、飼い主が男性の場合の注意点も出てくるかもしれません。データ上は男女の比率がほぼ同じであったのに、ヒアリング予定の対象事例の飼い主には女性が多いのが少し気がかりです。横山委員は男女の違いをどう見られますか。

○横山 現場に入る時は、男性のほうが難しいことが多く、女性は比較的とつきやすく、しゃべりやすいです。また、男性のほうが一人暮らしが多いように思います。

○打越 男女差はガイドラインの重要なポイントになると思いますが、藤田委員や佐藤委員は現場を見たときに、飼い主が女性と男性の場合における解決方法の差異について、どう思われますか。

○藤田 男性にはすごむ人もいますが、男女問わず、当事者と話ができる人がいれば、話ができるとは感じています。

○佐藤 男性・女性という見方をしたことがありませんでしたが、改めて考えると、男性のほうが、こだわりが強い人が多いと思います。女性はこだわりがあっても、ある程度柔軟な考え方がしやすいタイプの人が多かったと思います。

○打越 思いつきを言っただけですが、男性のほうが単身者が多いとか、いろんな可能性を含めて、ヒアリングを予定どおりに進めるだけでなく、アンケートのデータに何度でも立ち返って、そこから学び取れるものをガイドラインにいかしていくべきだと感じました。

時間になりましたが、全体をとおして委員から何かありますか。なければ議事はここまでとし、事務局に進行をお返しします。

○(事務局) 委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ2時間半という長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございます。また、打越座長には円滑に議事を運営いただき、ありがとうございます。本日お配りした骨子案と図表集については、まだ追加のご意見があるかと思っておりますので、ご意見がございましたら10月22日ごろまでを目途に、メ

ール等でご意見いただければと考えております。

また、本検討会の資料全般については、本日環境省のホームページに掲載する予定です。次回検討会の予定ですが、来年の1月中の開催を目標に、ガイドラインの成案を図りたいと考えております。準備を進めてまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。

○板垣班長 厚生労働省の板垣です。本日は事務局から骨子案を説明いただき、委員の方々よりご指摘をいただき、厚生労働省としても、ご指摘いただいた中で、法令の記載ぶりや、法令に規定された職種の間わりかたの例示など、社会福祉関係、公衆衛生関係で、ガイドラインの骨子の記載について、事務局と調整しながら準備を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○長田 本日は貴重なご意見を多数賜りありがとうございました。これから作業に入っておりますが、執筆を進めるにあたって悩む点があれば、また個別に委員の方々にご相談させていただくかもしれません。次の検討会が円滑に進むよう、タイトル等についても、次の検討会までに少しやりとりさせていただくかもしれませんが、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

以 上